

## U I J ターン就活補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県（以下「県」という。）外に在住し、県外に所在する大学等を卒業見込みの大学生等の卒業後の県内への就職及び移住を促進するため、県内で就職する意思のある大学生等に対して、予算の範囲内において採用活動等に要した交通費への補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍している学生をいう。
- (3) 法人等 法人又は事業所等を設けて事業を行う個人をいう。
- (4) 採用活動等 法人等が大学生等に対して実施する、採用選考活動及び内定者を対象とした内定式並びに研修等の活動をいう。
- (5) 官公庁等 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人をいう。
- (6) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など事業活動が行われている場所をいう。

### (対象者要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、申請時において、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす大学生等とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学等の卒業年度において、県外に所在する大学等に在籍し、当該大学等を卒業する見込みであること。
- (イ) 県外に在住していること。

##### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 卒業年度に行われた、県内に事業所等を有する法人等の、県内で行われた採用活動等に参加し、かつ、当該法人等に就職することが内定（内々定を含む。以下同じ。）していること。
- (イ) 卒業後に上記内定した企業に就職し、県内に移住する意思を有していること。

#### (2) 就業に関する要件

就業先が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ア 勤務地が県内に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて採用する見込みであること。

- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- オ 官公庁等ではないこと。
- カ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(3) その他の要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 知事が、交付対象として不相当と認めた者でないこと。

(交付対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、卒業年度に県内で行われる法人等の採用活動等への参加のために公共交通機関の使用に要した経費とする。

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部又は一部の返還を求められることがあること。

(交付金額)

第6条 この補助金により交付する額は、申請者の在住地域に応じて別表のとおりとする。ただし、この補助金と趣旨を同じくする国または地方公共団体の補助金を受給する場合は本補助金を交付せず、法人等から交通費の支給がある場合は、別表の補助金額の基準額から当該支給額を差し引いた金額の2分の1を交付する。

(交付回数)

第7条 この補助金の交付は、一人1回を限度とする。

(交付申請及び実績報告書)

第8条 この補助金を申請しようとする者は、UIJ ターン就活補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）、内定証明書（様式第2号）及びその他知事が必要と認める書類を、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書は、大学等の卒業年度の6月1日から3月10日までに提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による書類の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定を行った者に対し、申請書(様式第1号)により、同条の規定による確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

在住地域	都道府県名	基準額	補助金の額(左記の1/2)
北海道	北海道	90,000円	45,000円
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	35,000円	17,500円
首都圏・東海・北陸	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県	17,000円	8,500円
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	24,000円	12,000円
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	50,000円	25,000円
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	90,000円	45,000円

(様式第1号)

長野県知事 様

年 月 日

現住所  
氏名  
電話番号

U I J ターン就活補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。  
なお、下記4について誓約するとともに、5に掲げる行為を長野県が行うことについて同意します。

記

1 申請者

フリガナ					
氏名					
学校名		学年		学部・学科	
連絡先	電話番号				
	メールアドレス				
帰省先住所 (市区町村まで)					

2 就職活動訪問先

訪問先	法人等名				
	所在地				
訪問日	年 月 日				
訪問目的	筆記試験・面接試験・内定式・その他 ( )				
内定日 (内々定日含む)	年 月 日				

3 申請額

主な交通手段	新幹線・電車・高速バス・飛行機・その他 ( )				
法人等からの交通費補助額	円				
申請額	円				

※要綱別表を基に記載してください。法人等から交通費補助を支給されている場合は、基準額から当該額を差し引いた金額の2分の1の金額を記入してください。

4 誓約事項

- (1) この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給しないこと。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

5 個人情報の提供等に関する同意

必要がある場合には、訪問先の法人等に訪問内容等を確認すること。

6 必要書類

- ・ (様式第2号) 内定等証明書
- ・ 採用活動等の詳細がわかる書類 (選考試験や内定式の案内通知等)
- ・ 学生証の写し
- ・ 現住所を確認できる書類  
(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書及び複数月分の家賃振込明細等の写し、複数月分の公共料金領収書等)

管理コード (長野県使用欄)						
----------------	--	--	--	--	--	--

年 月 日

長野県知事 様

〒 -  
現住所

氏名

電話番号

### U I J ターン就活補助金請求書

交付申請及び実績報告をした標記補助金について、額の確定があったときは、下記のとおり請求します。

#### 記

- 1 請求金額 補助金の確定額
- 2 補助金振込先 (必ず請求者(申請者)本人名義の口座を記入してください。)

金 融 機 関 名	
本 支 店 名	
預金種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
( フ リ ガ ナ )	
口 座 名 義	

※補助金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。

(様式第2号)

## 内定証明書

### 1 内定者（内々定者含む）情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

### 2 採用活動等情報

実施日	年 月 日	
実施内容	筆記試験・面接試験・内定式・その他（ ）	
実施場所 ※長野県内に限る	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)	
内定日 (内々定日を含む)	年 月 日	
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記採用活動等を行った際の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円	
入社予定日	年 月 日	
勤務地の所在について (該当する欄に○をつけてください)	A. 長野県内にある	B. 長野県内 にない (補助金支給対象外)
週20時間以上の無期雇用契約の締結について (該当する欄に○をつけてください)	A. 締結する	B. 締結しない (補助金支給対象外)

### 3 確認事項

以下の確認事項について (該当する欄に○をつけてください)	A. 全て該当する	B. A以外 (補助金支給対象外)
(1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等の関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (3) 官公庁等でないこと。 (4) 内定者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。		

上記のとおり採用活動等を行い、採用を内定（内々定）していることについて証明します。

年 月 日

所在地

法人等名

代表者名

電話番号

担当者

印

(以下は、申請者が記載してください。)

長野県に移住し、上記のとおり就職する意思があるため、内定(内々定)を承諾し、

UIJターン就活補助金を申請いたします。

申請者氏名：

\_\_\_\_\_